

(ご参考) 生活環境影響調査とは

◆ 生活環境影響調査とは

生活環境影響調査とは、大規模な開発事業が環境に及ぼす影響について、事前に事業者自らが環境への影響を調査・予測分析し、地域住民からの意見を事業計画に反映させ、公害防止や環境の保全を図る制度です。

ごみ処理施設では、新設又は変更の際に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成9年6月改正）」で実施が義務付けられています。

◆ どのような調査を行うのか

大きく分けて、現況調査と影響の予測分析の2つがあります。このうち、現況調査では次のような環境項目の状況を調査します。

(1) 大気質

市内各所に測定器を設置して一定期間大気を採取し、空気中にどのような物質が含まれているか測定する調査です。現在、ごみ焼却施設の煙突から出ている排ガスの拡散状態や、ごみ運搬車等の通行に伴う自動車排ガスの影響を把握するために行います。測定対象物質はダイオキシン類、浮遊粒子状物質、二酸化窒素などで、これらを含む排ガスの拡散は気象条件によっても変わるため、同時に4季ごとの気象（風速、風向き等）も観測します。

(2) 騒音・振動

クリーンセンターの敷地境界や交通量の多い道路脇に騒音計・振動計を設置し、ごみ処理施設の稼働による機械騒音や、ごみ収集車の通行で生じる交通騒音、及びそれらの振動を調査します。

(3) 悪臭

クリーンセンター敷地境界での臭気濃度等を測定する調査です。ごみの焼却に伴って煙突から出る排ガスや、ごみピットにためているごみなどから出る不快な臭いを把握します。

(4) 景観

新施設の建屋や煙突の建設により、都市景観上、周囲の建物と違和感が生じることはないよう、主要な眺望点からの眺望景観を確認する調査です。新施設の外観デザインや色調を検討する上での参考とします。

生活環境影響調査項目の抽出・選定、調査対象範囲の設定、及び調査・予測内容の設定等は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部平成18年9月）を踏まえて行います。